



司法の 場で!

日本の平和のために!

未来のために!

家族のために!

自衛隊員が人を殺す場面に立たないために
自衛隊員が殺されないために

安保法制は「**違憲**」だと認めさせましょう!

原告の方の費用負担

5,000円

※諸活動の費用に充てさせていただきます。

支援していただける方
(原告の方も可)

支援する会

1口1,000円~

お申込み・お問い合わせは

釧路: 今法律事務所

電話 0154-42-7722

FAX 0154-43-0470

帯広: 斉藤道俊法律事務所

電話 0155-26-3133

FAX 0155-26-3134

お振込口座

金融機関: 帯広信用金庫東支店

預金種目: 普通預金口座

口座番号: 1277155

口座名義: 「安保法弁護団」

フリガナ: アンポホウベンゴダン

〈原告〉〈支援する会〉への参加のお願い

安保法制違憲道東訴訟弁護団

安保法制違憲道東訴訟にご関心をもってください、誠にありがとうございます。

さて2015(平成27)年9月19日に世論の反対を押し切って強行採決された憲法9条違反の安保法制は昨年3月29日に施行されました。

そして本年5月下旬には南スーダンPKOに帯広に司令部がある第5旅団第4普通科連隊が中心となって派遣される予定となっていました。

安保法制が憲法9条に違反していることは、ほぼすべての憲法学者や元最高裁判所長官らも表明しているところであります。

また、立憲主義に違背する違憲の安保法の廃案・廃止について、再三にわたり釧路弁護士会の会長声明も出されています。

憲法無視の政治状況は誠に憂慮すべきことと思います。今こそ三権分立の一翼である司法、裁判所の出番であります。

座して現状の違憲状態を放置するのではなく、違憲なものはどこまでも違憲であることを訴えていくことが、この時代に生きる者の使命ではないかと思えます。

安保法制を違憲とする訴訟は現在全国17の地方裁判所で提起されています。北海道でも札幌において、1月16日に提訴されました。しかし北海道は九州の二倍の面積を有し、当会管内は北海道のほぼ半分の面積を管轄としています。

そこで、この度、道東に住まわれている戦争体験者、平和問題に取り組んでおられたり、安保法制の成立に大きな危機感を持っている市民の方を原告として募り、5月中をめどに「安保法制違憲道東訴訟」(平和的生存権の侵害等を理由とする原告各自10万円の損害賠償請求(国家賠償請求)を提起することとしました。当初は南スーダンPKOへの自衛隊員派遣の差止めを求める予定でしたが、5月中の撤収となったことから、国家賠償請求のみの訴訟とすることにしました。

つきましては、同訴訟の原告になっていただける方(安保法制違憲道東訴訟原告団)又は同訴訟を支援していただける方(安保法制違憲道東訴訟を支援する会)を募集したいと思います。

提訴時期は本年5月26日、裁判所は釧路地方裁判所です。

4月25日(木)18時30分から釧路市生涯学習センター「まなぼっと」(釧路市幣舞町4番28号)の会議室802, 803において、本訴訟にご関心のある皆様への説明会を開催することにしていますので、是非、ご参加ください。

内容は、本訴訟の意義、内容、原告の募集、参加者・原告予定者との意見交換等です。

原告になっていただく方には、訴訟手続きを遂行するための諸活動の費用として金5,000円をご負担していただきます。それ以外の費用は不要です。

また支援していただける方(原告も含む)には、1口1,000円の会費(複数口も可)をお願いします。

原告になっていただける方、支援していただける方におかれましては、別紙回答書に必要事項をご記入の上、ファクシミリでご回答いただければ幸いです。

安保法制違憲「道東」訴訟 について

✓をつけてください

原告になる

支援する () × 1000円

郵便番号 〒 _____

御住所 _____

ふりがな
お名前 _____

連絡先 TEL : _____ - _____ - _____ FAX : _____ - _____ - _____

メールアドレス : _____ @ _____

氏名公表の可否 可 ・ 否 (○をお付け下さい。)

FAX 0155-26-3134 齊藤道俊法律事務所 宛

一言メッセージをお寄せください！